

千葉市火災予防条例を一部改正しました

条例改正の概要

(サウナ設備について)

i 改正の概要

近年、テント型サウナやバレル型サウナなど、屋外で楽しむ簡易的なサウナが広く普及しています。これらサウナの火災予防上の安全性を確保するため、全国的にサウナ設備に対する基準の見直しが行われました。

本市においても火災予防条例を改正し、従来の「サウナ設備」を放熱設備（サウナストーブ）の定格出力や熱源等に応じて「簡易サウナ設備」と「一般サウナ設備」とに分類し、新たに簡易サウナ設備に係る火災予防上の基準を定めました。

📅 改正条例の施行日：令和8年（2026年）3月31日

【改正ポイント】

新たに「簡易サウナ設備」を規定し、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」としました。

📖 簡易サウナ設備の定義



テント型サウナ

サウナのうちテントを活用したもの



バレル型サウナ

サウナのうち円筒形であり、かつ木製のもの

以上のいずれかであって、次の要件をすべて満たすもの

設置場所

☀️ 屋外、その他の直接外気に接する場所（建築物の屋上に設置されるもの等）

出力

⚡️ 設置する放熱設備（サウナストーブ）が定格出力6キロワット以下

熱源

🔥 放熱設備（サウナストーブ）の熱源が薪または電気とするもの

千葉市火災予防条例を一部改正しました

条例改正の概要

(サウナ設備について)

簡易サウナ設備の設置に係る基準

安全な離隔距離の確保

簡易サウナ設備と建築物および可燃性物品との間に、以下の**いずれかの距離**を確保すること

- ・許容最高温度(100度)を超えない距離
- ・引火しない距離(表面温度200～300度以下)



距離の確保

熱源を遮断できる装置の設置

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合の安全措置として、熱源遮断装置を設けること

※薪を燃料とする簡易サウナ設備の場合には、サウナ室の出入口近くに消火器を置くことで、上記の装置に代えることができます。



たき殻受けの付設

薪を燃料とする簡易サウナ設備には、不燃材料で造った「たき殻受け」を付設すること



消火器の設置

消火器を設置すること

※速やかに使用できる位置に備え付けてください。



転倒防止措置

容易に転倒しないよう適切に転倒防止措置を講じ、設置すること



点検及び整備

製品の取扱説明書等に従い適切に点検及び整備を行うこと



届出に関すること

簡易サウナ設備を設置する際は、個人が設けるものを除き、管轄消防署への届出が必要となります。

※個人が設置する場合であっても、不特定の者が使用する場合等、業として設置するものについては、届出が必要となります。

※既に設置されているサウナ設備であって、設置時に届出されたものについては、改正条例施行後に改めて届出の必要はありません。

※届出が不要な場合でも「簡易サウナ設備の設置に係る基準」には適合させる必要があります。

条例改正内容の詳細について



千葉市消防局ホームページ

条例改正の詳細な内容については、千葉市消防局のホームページに掲載していますので、ホームページをご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/shido/jyoureikaisei-sauna.html>



スマートフォンから読み取れます

千葉市 サウナ設備 条例改正

検索



千葉市消防局予防部指導課

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階



043-202-1736



shido.FPP@city.chiba.lg.jp